

2020年4月に日本学生支援機構の 給付奨学金を申請※する方へ

※3月までにすでに給付奨学金を申請済みの方は本紙の対象外です

4月3日までに授業料減免を必ず申請してください

高等教育の修学支援新制度に基づく給付奨学金の申請予定者は、授業料減免も申請していただきます。

以下①と②のとおり減免の申請をおこなってください。

①授業料減免の申請

「一般学生 2020年度 [前期] 授業料等減免・分納 申請要項」に従い、**4月3日までに授業料減免の申請**をおこなってください。

また、申請書類には②に記載する書類を同封してください。

②追加書類の提出

次の2点の書類に記入の上、①で提出する**申請書類の上にホチキスで留めて提出**してください。

- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）
- ・大学等への修学支援の措置に係る学修計画書（様式2 在学採用申請者用）

- ・授業料減免の申請についてはこちら（①の申請要項及び②の追加書類の様式を掲載）

http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/03_exemption/03_2020zenki.html

- ・高等教育の修学支援新制度に基づく給付奨学金についてはこちら（文部科学省ウェブサイト）

https://www.mext.go.jp/kyufu/assets/file/20200305_mxt_kouhou02_02.pdf

問合せ先: 東京都立大学管理部 学生課

http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/gakuseika_index.htm

☎ **042-677-2373**



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY
東京都立大学